

鶴岡市有機・循環型農業支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

鶴岡市告示第221号

1 目的及び交付

市長は、市の有機農業や堆肥散布等による循環型農業の拡大を図るため、これらに取り組む市内の農業者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となるものは、市内在住の農業者又は市内在住の農業者が構成する団体（以下「市内農業者等」という。）であって、当該年度に有機JAS若しくは同等の栽培方法による農産物生産の取組又は経営面積の2割以上のほ場において、堆肥を10アール当たり400キログラム以上施用する取組のいずれかの取組を行うものとする。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、市内農業者等が行う前項の取組に必要と認められる農業機械の導入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。

5 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、別表に掲げる書類とする。

6 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

7 実績報告書

実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、規則第13条に定めるもののほか、別表に掲げる書類とする。

8 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5項、第7項関係）

手続の区分	添付書類	
	有機農業の取組	堆肥散布の取組
交付申請	・導入する機械の見積書及びカタログなどの機械性能の分かる書類 ・有機 JAS 認証の申請書の写し又は同等の栽培方法による農産物生産の計画書等有機 JAS 又は同等の栽培方法による取組であることの確認できる書類	・導入する機械の見積書及びカタログなどの機械性能の分かる書類 ・経営面積及び堆肥散布の計画書
実績報告	・導入機械の領収書等代金支払の確認が可能な書類 ・有機 JAS 認証の証書又は栽培記録等有機 JAS 又は同等の栽培方法に取り組んだことが確認できる書類	・導入機械の領収書等代金支払の確認が可能な書類 ・購入し散布依頼した堆肥にあっては、購入量の確認できる購入伝票等の書類及び作業記録、それ以外の堆肥にあっては、堆肥製造証明書、作業記録及び堆肥散布したほ場の写真